

## R4. 2. 16 議会運営委員会

明神委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。  
 本日は、2月定例会を招集する告示があったので、その日程及び運営等について御協議願うため、お集まりいただいた。  
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

### 1. 2月定例会の日程及び運営について

#### (1) 知事提出予定議案

明神委員長 初めに、2月定例会の日程及び運営についてである。  
 最初に、知事提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

(徳重総務部長、説明)

明神委員長 何か質問はないか。

(なし)

#### 【追加】議員辞職に伴う議会運営について

明神委員長 続いて、定例会の日程及び運営について御協議いただくが、これに先立ち、梶原委員から発言したい旨の申出があるので、これを受けることとする。  
 梶原委員、どうぞ。

梶原委員 大変私事で恐縮だが、この度一身上の都合により今定例会の開会日の2月22日に議員辞職願を提出させていただきたいと思う。  
 また、その際にお構いなければお礼の挨拶をさせていただける機会をいただければ大変ありがたいと思うので、何とぞよろしく願います。

明神委員長 ただいま、梶原大介議員から2月22日の開会日に議員辞職願を提出したいとの意思表示があった。  
 議員の辞職については、地方自治法第126条において議会の許可を得て辞職することができることとされている。  
 この件については、開会日の日程に上げ議題とし、お諮りすることとなるので、御了承願う。

(了承)

明神委員長 なお、梶原議員から辞職が許可された場合辞職の挨拶を行いたい旨の申し出があったので、これを許可したいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
 また、議員辞職についての本会議での議事手続については、後ほど御協議いただく。  
 ここで、議員辞職に伴う議会運営について御協議願う。  
 事務局に追加資料を配付させる。

(事務局、資料を配付)

(1) 議会運営委員

明神委員長

まず、議会運営委員についてである。  
先ほどお配りした追加資料の1ページを御覧願う。  
梶原議員の議員辞職が許可されると、議会運営委員会は1名の欠員となるので、後任の委員を決定する必要がある。  
各会派の議会運営委員会の委員の人数は、会派の所属議員数により案分して決定することが例となっている。  
議員辞職後の所属議員数による案分について事務局から説明をさせる。

吉岡議事課長

それでは、議運の会派構成割合について御説明する。  
追加資料1ページを御覧願う。上の表は2月9日に新しい議員が所属された会派構成割合においての、現在の議運の会派構成の配分人数等である。下の表を御覧願う。辞職が許可されると、自由民主党は19名となる。この新たな議員数で議運の委員定数10名を案分したのが、その表の3行目の案分値の欄である。  
自由民主党が5.59、県民の会1.47、日本共産党1.47、一燈立志の会0.88、公明党0.59となり、1未満の交渉会派には1を、1以上の交渉会派に整数部分を配分したら委員定数まで1人余る。  
このため、その1を1以上の交渉会派で小数点以下が最も大きくなっている自由民主党に配分することとなり、結果的に議運の構成割合に変更はなかった。  
以上である。

明神委員長

それでは、各会派への配分数に影響がないとのことであるので、議運の構成はこれまでどおり自由民主党6名、その他の会派はそれぞれ1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
次に、後任の委員についてであるが、自由民主党から新たに1名を選任するというので、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。  
自由民主党から、本日この場で後任の委員をお示しいただくことはできるか。

西内(健)委員

後任の委員に金岡佳時議員をお願いする。

明神委員長

ただいま、自由民主党から後任の委員に金岡佳時議員を、との申出があった。ついては、開会日の本会議で梶原議員の議員辞職が許可されたら、委員会条例第5条第1項の規定により、金岡佳時議員を議会運営委員会の委員に選任することで、御了承願う。

	(了 承)
明神委員長	なお、この件についての本会議での議事手続については、後ほど御協議いただく。
	<b>(2) 議席及び議席番号</b>
明神委員長	次に、議席及び議席番号についてである。 梶原議員の議員辞職が許可されたら、その議席については空席とし、議席番号については欠番とすることがかか。
	(異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。
	<b>(3) 常任委員会の組織</b>
明神委員長	次に、常任委員会の組織についてである。 常任委員会については、所属の総務委員会をそのまま欠員とすることか。 か。
	(異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。
	<b>(4) 特別委員会の構成</b>
明神委員長	次に、特別委員会の構成についてである。 梶原議員は現在、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会及び議員定数問題等調査特別委員会に所属している。 このうち、議員定数問題等調査特別委員会については、後ほど御説明するが、先日の委員会をもって付託事件の調査検討を終了し、2月定例会の開会日に委員長報告を行うとのことである。このため、後任の委員の選任はしないということで御了承願う。
	(了 承)
明神委員長	一方、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会については、梶原議員の議員辞職により欠員が生じる。 同特別委員会の会派構成は議運と同じとすることを決定しており、先ほど議運の構成は現行どおりとお決めいただいたので、同特別委員会の構成についても現行どおりとなる。 ついては、梶原議員の後任となる委員を自由民主党から選任するというので、いかがか。
	(異議なし)
明神委員長	それでは、さよう決する。

## R4. 2. 16 議会運営委員会

- 自由民主党から、本日この場で後任の委員をお示しいただくことはできるか。
- 西内(健)委員 後任の委員に田中徹議員をお願いする。
- 明神委員長 ただいま、自由民主党から後任の委員に田中徹議員を、との申出があった。については、開会日の本会議で梶原議員の議員辞職が許可されたら、委員会条例第5条第1項の規定により、田中徹議員を新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員会の委員に選任することで、御了承願う。
- (了 承)
- 明神委員長 なお、この件についての本会議での議事手続については、後ほど御協議いただく。

### (5) 本会議での会派別・会期別発言者数等

#### ア 一括質問

- 明神委員長 次に、本会議での会派別・会期別発言者数等についてである。  
梶原議員の議員辞職に伴い、会派構成に変動が生じるため、2月定例会の会派別発言者数等をあらかじめ変更する必要がある。このため、事務局にたたき台としての案を作成させてある。  
まず、追加資料の2ページ、一括質問の会派別・会期別発言者数について、事務局から案の説明をさせる。
- 吉岡議事課長 追加資料2ページを御覧願う。  
一括質問の年間における会派別発言者数のたたき台としての案である。上の表は、2月10日の議運で決定した会派別・会期別発言者数の表である。下の表を御覧願う。今年度、梶原議員はまだ発言されていないので、自由民主党の2月定例会の発言者数から1減じることとする。結果、2月定例会の発言者数を自由民主党5、県民の会1、日本共産党1、一燈立志の会2、公明党1の合計10人とする案である。  
なお、このことにより、4日間の一括質問日のうち4日目について、午前中のお一人だけの質問となるが、こうしたケースは過去にも何度かある。  
以上である。
- 明神委員長 それでは、御意見があれば、どうぞ。
- (な し)
- 明神委員長 それでは、今年度の一括質問の会派別・会期別発言者数については、案のとおりとすることで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 明神委員長 それでは、さよう決する。

#### イ 一問一答

- 明神委員長 次に、追加資料の3ページ、一問一答の会派別・会期別発言時間について、事務

局から案の説明をさせる。

吉岡議事課長

追加資料3ページを御覧願う。一問一答の会派別・会期別発言時間のたたき台としての案である。

上の表は、2月10日の議運で決定した会派別・会期別発言時間の表である。下の表を御覧願う。今回の辞職を受けて、自由民主党の所属議員数は1名減の19人となる。改めてこの会派の所属議員数に応じて9月定例会と2月定例会における質問時間を配分した。小数点第2位まで出している小さな数字が、各定例会ごとの総発言時間600分を各会派の所属議員数で案分した数値である。この案分した数値の端数を調整し、5分単位にそろえたものが、黒の太字で記載した各会派に割り振ることになる発言時間の案である。自由民主党が発言時間が減るとともに、端数の関係で県民の会と日本共産党の発言時間が増えている。

以上である。

明神委員長

それでは、御意見があれば、どうぞ。

(なし)

明神委員長

それでは、一問一答の会派別・会期別発言時間については、案のとおりとすることで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

なお、2月22日付で梶原議員の議員辞職が許可されたら、それに伴い、4月には香南市選挙区の補欠選挙が見込まれる。

については、来年度の会派別・会期別発言者数等及び会派控室等の協議は、補欠選挙後に議運を開き、新たな議席や議席番号等と併せて行うことで、御了承願う。

(了承)

明神委員長

議員辞職に伴う協議事項は、以上である。

## (2)会期及び会議日程

明神委員長

当初の協議事項に戻る。

初めにお配りしてあった資料の1ページ、資料1、会期及び会議日程についてである。

2月定例会の日程については、12月23日の議運で予定案としての協議をしている。会期については、案のとおり、2月22日火曜日開会、3月23日水曜日開会ということで、会期は30日間とし、会議日程については、資料1の日程表を御覧いただきたい。

以上のとおりで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

**(3) 議席等**

**ア 仮議席**

明神委員長 | 次に、議席等についてである。  
 まず、2ページの資料2、仮議席についてである。  
 補欠選挙で当選した依光議員の議席が決定するまで、議長は最寄りの空席を仮議席として指定するのが例であるので、仮議席として、田所裕介議員の左隣の空席を指定することにしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。

**イ 補欠議員の挨拶**

明神委員長 | 次に、補欠議員の挨拶についてである。  
 この件については、慣例により開会日の日程に入る前に、議長が補欠議員を紹介し、これに引き続いて補欠議員が登壇し、挨拶を行うということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 議席の指定及び議席番号の一部変更**

明神委員長 | 次に、3ページの資料3、議席の指定及び議席番号の一部変更についてである。  
 この件については、前回の議運で資料3のとおりとすることをお決めいただき、その議事手続については、本日の議運でお諮りすることとしていた。  
 本会議での議事手続については、開会日の会議録署名議員の指名の後、日程に上げ議題とすることはいかがか。

(異議なし)

明神委員長 | それでは、さよう決する。  
 また、議席の決定後に議席の移動を行うこととし、変更となった議席は、氏名標ができるまでの間、三角の名札で表示することになるので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 | なお、氏名標の変更は、質問初日の3月2日までの間に行う予定であるので、御了承願う。

(了 承)

**(4) 質疑並びに一般質問**

**①一括質問**

**ア 質問者(会派)の発言順序**

明神委員長 | 次に、質疑並びに一般質問についてである。

まず、一括質問について御確認いただく。

質問者の発言順序であるが、先ほどお決めいただいたとおり、自由民主党5名、県民の会1名、日本共産党1名、一燈立志の会2名、公明党1名の計10名ということであるので、順序は所属議員数の多い順とし、一巡後は一会派に片寄らないようにするとの慣例によると、

質問第1日目 3月2日水曜日 自由民主党、県民の会、日本共産党

第2日目 3月3日木曜日 一燈立志の会、公明党、自由民主党

第3日目 3月4日金曜日 一燈立志の会、自由民主党、自由民主党

第4日目 3月8日火曜日 自由民主党

の順になるうかと思うが、これに御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

#### イ 発言者の制限時間等

明神委員長 次に、発言者の制限時間については、申合せのとおり、交渉会派の最初の各1人については代表質問とし50分以内、その他は40分以内とし、発言回数については3回以内ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

#### ウ 発言者の届け出

明神委員長 次に、4ページの資料4、発言者の届出についてである。

県民に広報するための本会議における発言者の届出については、申合せでは、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、資料4の様式により、本日の午後5時までに事務局に提出されるよう、御協力願う。

#### エ 発言通告書の提出期限

明神委員長 次に、5ページの資料5、発言通告書の提出期限についてである。

申合せでは、質問第1日目の前日の正午となっているので、3月1日火曜日の正午ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

なお、質問の要旨については、議運の申合せで、発言者の良識により具体的に記載することとなっているので、できるだけ具体的に記載願う。

#### ②一問一答

##### ア 発言時間等

明神委員長 次に、一問一答についてである。

まず、発言時間については、申合せでは、答弁も含め原則1人60分以内とし、特

に要望がある場合は、議運の了承を得るものとされている。

会派ごとの2月定例会での持ち時間は、先ほどお決めいただいたとおり、自由民主党335分、県民の会90分、日本共産党90分、一燈立志の会50分、公明党35分の計600分となっているので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

なお、答弁も含め1人60分を超えての発言の要望があれば、申し出願う。

(な し)

明神委員長

それでは、申出がないので、原則どおりの運営とする。

**イ 発言者及び発言所要時間の提出期限**

明神委員長

次に、6ページの資料6、発言者及び発言所要時間の提出期限についてである。  
申合せにより、招集告示後の議運開催日の午後5時となっているので、本日の午後5時ということで、御了承願う。

(了 承)

**ウ 発言通告書の提出期限**

明神委員長

次に、7ページの資料7、発言通告書の提出期限についてである。  
申合せにより、一括質問最終日の前日の正午となっているので、3月7日月曜日の正午ということで、御了承願う。

(了 承)

明神委員長

以上、ここまでが、質疑並びに一般質問についてである。

**(5) 請願書の受理期限**

明神委員長

次に、請願書の受理期限についてである。  
申合せでは、議案付託日の前々日の本会議終了後1時間以内となっているが、この日は3月8日火曜日であり、質問者は1名となっている。  
このため、本会議が午前中に終了し、締切り時刻が昼休みにかかることが考えられる。  
そこで、請願書の受理期限については、申合せによる締切り時刻が正午から午後1時までの昼休みにかかる場合は、昼休みを除いた1時間以内とすることとし、今回の請願書の受理期限は3月8日火曜日の本会議終了後昼休みを除いた1時間以内としたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

**(6) 閉会中の常任委員会委員長報告**



明神委員長 次に、閉会中の常任委員会委員長報告についてである。  
今回は、委員長報告を行いたいとの申出がなかったので、御報告する。

**(7)説明員の出席**

明神委員長 次に、8ページの資料8、説明員の出席についてである。  
代表監査委員が1月31日付の退職により不在となったため、監査委員が職務を代理する旨の通知があった。  
このため、今定例会においては代表監査委員の職務代理者の出席を求めたいので、御了承願う。

(了 承)

**2. 議員定数問題等調査特別委員会報告について**

明神委員長 次に、議員定数問題等調査特別委員会報告についてである。  
議員定数問題等調査特別委員長から、先日開催された委員会で付託事件の調査検討を終了したので、開会日に委員会報告書を提出し、委員長報告を行いたいとの申出があった。  
については、その議事手続であるが、開会日の知事の提案説明の後日程に上げ議題とし、委員長報告を行うということで、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
次に、委員会報告の承認についてであるが、委員長に対する質疑、討論は省略し、直ちに採決することで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
ここで、議員辞職に関連する開会日の本会議の議事手続について御協議願う。  
まず、議員辞職の件については、会期の決定の後日程に上げ議題とすることで、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
次に、議会運営委員の選任については、議員の辞職が許可されたら、議員定数問題等調査特別委員会報告の後日程に追加して議題とすることで、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 次に、新型コロナウイルス感染症対策調査特別委員の選任については、同じく議員の辞職が許可されたら、開会日の議事日程の最後で日程に追加して議題とすることで、御了承願う。

## R4. 2. 16 議会運営委員会

(了 承)

明神委員長 それでは、開会日の議事日程表をお手元にお配りする。

(事務局、議事日程表を配付)

明神委員長 事務局に説明をさせる。

(吉岡議事課長、説明)

明神委員長 この順序で議事運営が行われるので、御了承願う。

(了 承)

### 3. 次期常任委員及び議会運営委員について

#### (1) 常任委員会の会派構成

明神委員長 次に、9ページの資料9、次期常任委員及び議会運営委員についてである。  
令和4年度の常任委員及び議会運営委員の改選については、3月23日水曜日の閉会日に委員の選任を行うことになるので、御了承願う。

(了 承)

明神委員長 まず、各常任委員会の会派構成についてである。  
令和4年度の各常任委員会の会派構成については、会派に持ち帰って御検討いただき、次回の議運で協議することとしたいが、いかがか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。

#### (2) 議会運営委員会の会派構成

明神委員長 次に、議会運営委員会の会派構成についてである。  
このことについては、補欠選挙により会派構成の異動が見込まれるが、令和4年度当初においては、現行と同じ会派構成になるかと思う。  
については、自由民主党6名、県民の会1名、日本共産党1名、一燈立志の会1名、公明党1名ということで、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長 それでは、さよう決する。  
なお、各会派における令和4年度の議運の委員については、10ページの様式により、3月11日金曜日正午までに事務局へ提出していただくよう、御協力願う。

(了 承)

## 4. 委員会のオンライン開催等について

明神委員長

次に、委員会のオンライン開催等についてである。

この件については、昨年6月18日の議運で、事務局に当面調査を継続させることとし、課題の分析や全国の動向の把握が一定進んだところで、改めて議運で協議を行うこととしていた。

事務局に、これまでの調査について報告させる。

川村政策調査  
課長

A3の別冊資料を御覧願う。

昨年6月の議運以降、課題分析や全国の動向の把握が一定進んだところで、改めて協議することになっていた。

1ページはオンライン委員会を認めている都府県の状況、2ページは大阪府議会のオンライン委員会の運営状況等、3ページはオンライン委員会の運営等に係る具体的な課題、全国都道府県議会議長会による調査結果の抜粋についての3枚となっている。

最初に、オンライン委員会を認めている都府県の状況について説明する。1ページを御覧願う。オンライン委員会を認めている都府県の状況については、昨年6月時点では、条例改正している県は11都府県だったが、その後の調査で左側欄、1番目の秋田県、6番目の山梨県の2県が追加され、現在13都府県となっている。

その中で、実際にオンライン委員会の開催実績があるのは、左側2列目1番目の秋田県、2番目の茨城県、10番目の大阪府の3府県となっている。

その右側の欄の運営要綱・申合せ事項等の決定状況は、検討中の山梨県を除き、運営に関する具体的なルールが定められている。その右側の欄の参加する場合の議員パソコンの状況は、個人パソコンが多く、次に貸与パソコンなどとなっている。その右側の欄の、参加した場合の通信費の公費負担は、個人パソコンの場合は自己負担があり、貸与パソコンでは、秋田県以外は公費負担があるという状況になっている。

次に、その右側の欄のウェブ会議システムのアプリは、シスコウェベックスが6県、ズームが4県、グーグルミートが2県、ミーティングプラザが1県となっている。セキュリティー対策については、詳細な内容の確認はできていないが、記載内容のとおりとなっている。

次に、その右側の欄のオンライン出席委員の本人の確認方法は、検討中を除き12県が音声と映像により確認することとなっている。右側の欄の採決の方法は、挙手が7県、起立が2県で、秋田県、静岡県、大阪府は、オンライン出席委員の挙手を確認後、起立採決を行うようになっている。

このように各県様々な運用を行っているが、このうち早くから運用を開始した先進県である大阪府議会のオンライン委員会の運営状況等について説明する。2ページを御覧願う。開催方法の欄を御覧願う。オンライン会議は、いずれの県もあくまで、現に委員会室に参集して行う委員会を原則としている。大阪府議会のオンライン会議では、重大な感染症のまん延防止措置の際に加え、大規模な災害等の発生等、育児、介護等のやむを得ない事由の際に特に必要があると認められたときに限り、特例としてオンライン委員会を開催できるとしている。

次に、オンライン委員会の流れであるが、重大な感染症のまん延防止措置の観点などから、オンライン委員会の開会を求める委員は、委員会開会2日前に、オンライン委員会開会請求書を委員長に提出し、委員長が開催を決定する。開会前日には、オンラインによる出席を希望する委員は、オンライン出席申請書を委員長に提出し、

#### R4.2.16 議会運営委員会

委員長は委員に出席可否の通知を行う。事務局は出席委員にウェブ会議のURLのメールを送信し、委員はウェブ会議室へのアクセスを確認し、事務局に確認の返信メールを送信する。委員会当日は、オンライン出席委員と事務局及び委員長は通信環境の確認を行うといった流れになる。

次に、運営要綱において、オンライン出席委員の責務を設けている。常に映像と音声の送受信により委員会室の状態を認識しながら通話することができるようにすること、情報セキュリティ対策を適切に講じること、現にいる場所には当該委員以外の者を入れないことなどとなっている。

また、委員長及び副委員長は、円滑な議事運営を確保する観点から、オンラインにより委員会に出席することはできないとしている。

環境整備の欄を御覧願う。委員会室のインターネット環境は、通信が不安定となりやすい無線Wi-Fiではなく、有線LANを使用している。オンライン出席委員の機器等は通信環境を安定させる観点から、インターネット環境、パソコン、ウェブカメラ、マイクなど指定されたものを使用することになっている。ウェブ会議システムについては1ページで御説明したので省略する。

次に、委員会の運営についてである。出席確認は、委員会冒頭に委員長からオンライン出席委員に呼びかけし、返答の確認ができれば出席となる。質疑は、大阪府議会は質疑の制限時間を設けており、オンライン出席委員が管理することとなっており、通信環境に不具合が生じた場合の取扱いも決めている。採決は、採決前に通信環境の再確認後、オンライン出席委員は挙手と発言により確認した後、委員会室で起立採決を行うこととしている。

その他として、通信環境に不具合が生じた場合は、必要に応じて事務局から電話連絡する。また、不具合が生じたときの主な対応策をQ&Aとして作成している。以上が大阪府議会の状況である。

次に、3ページを御覧願う。全国都道府県議会議長会が都道府県議会事務局に対して、デジタル化に関するアンケート調査を行っている。そのうちのオンライン委員会の運営等に係る具体的な課題の部分について、11月に取りまとめた調査結果の主なものを抜粋し、項目ごとに整理したものとなっている。

大項目のオンライン会議の要件のうち、中項目の委員会条例では、丸印の2つ目の委員会条例を改正する場合の適用対象をどう考えるのかなど。次の項目、開催の決定では、どのような場合に開催することとするのか、例えば登庁できない議員からオンライン開催の申出があった場合に限定するか、委員長の判断で自由に開催することができることとするのかとの意見である。

環境整備の欄を御覧願う。インターネット環境の項目では、インターネット接続はモバイルルーターまたはスマホのテザリングでの対応を予定しているが、安定した通信環境を確保するためにはWi-Fi整備が必要である。議員パソコンの項目では、オンライン会議で議員が使用する端末は、議会が貸与した端末を使用するのか、議員個人の私物端末の使用も認めるのか。議員の個人所有のパソコンまたはスマホの使用を想定しており、議員によっては対応できない場合があるなどとなっている。必要な機材等の項目では、どのウェブ会議ツールを使用するのか、全議員分のライセンスを調達して議会が貸与しているパソコンで使用できるようにするのがベストだと考えるが、費用がかかりすぎるなどといった問題がある。情報セキュリティ対策の項目では、仮にビデオをオフにした場合は、名前しか画面に映らず委員が会議に出席しているかどうかはつきり確認できない、また議員の背後に誰かいてもわからないなどといった御意見である。

次に、委員会の運営の欄を御覧願う。出席確認の項目では、なりすましを防ぐため、どのように出席確認するのかなど。委員会の議事進行の項目では、通信障害が発生した場合の議事運営、議事録上の取扱い、対応について指針の整備が必要、接続の安定性が端末の性能や通信環境に左右され、映像や音声途切れるなど会議の進行に支障が生じる可能性がある、回線トラブル、例えば声は届くが映像が不調であるなどが発生した場合の対応について、標準的なひな型を示してほしい、機器・通信トラブルが発生した場合に遠隔地にいる議員に対して、どのようにサポートするのかなどである。質疑応答の項目では、執行部は質疑に対応できるのか、正副委員長は進行できるのか、採決の項目では、採決の方法はどうするのか、異議なしでも、挙手でも画面上の映像と音声で確認するだけでよいのか。採決時に通信環境エラーの場合の対応をどうするのか。その他の項目では、参考人についてオンライン参加を希望した場合、認めるのか、認める場合はどのような方法で行うのか。

議員・職員のスキル向上、サポートの項目では、議員及び事務局職員のICTに関する知識、技術力は十分とは考えられず、委員会開催中の機器操作やトラブル発生時の対応など、クリアできなければ委員会自体が成立しないおそれもある、全議員がウェブ会議ツールをはじめ、端末の操作に習熟しているとは限らない、議員のスキル向上のために何をすべきかなどとなっている。

欄外を御覧願う。全国都道府県議会議長会では、都道府県議会デジタル化推進本部及び専門委員会を設置しており、議会のデジタル化の推進に関する課題整理を行っている。その中で、アンケート結果も含め、オンライン委員会に係る課題、留意点等について専門委員会検討が行われており、令和4年4月中をめどに取りまとめ、推進本部へ報告する予定となっている。

最後になるが、資料はない。昨年6月18日の議運において、執行部もオンライン会議をやっているが、議会のほうで使えないか、どのような環境でやっているのかとの御意見があったので、執行部に確認したところ、現在執行部ではウェブ会議は2通りあり、庁内間で行うウェブ会議はライブオンというシステムを利用している。一方、庁外の方を含めたウェブ会議はズームといったアプリを使用していると聞いている。こうしたウェブ会議を行う場合は、カメラとマイクがついたパソコンが必要で、さらにズームによる会議を行う場合は、主催者側のズームのアカウント、使用する権利を準備する必要がある。

しかしながら、現在議員の皆様が貸与しているパソコンには、カメラとマイクがないので、議会でウェブ会議を行う場合は、こうした機器とズームのアカウントの準備が必要となる。

ただ、こうした機器やアカウントは執行部から借りることができるので、議会でウェブ会議を開催することができるものとする。

なお、全国都道府県議会議長会において、オンライン会議が実施されていることから、昨年度、議長応接室でオンライン会議が実施できるようにモニター、マイクスピーカーのついたパソコンを整備し、オンライン会議を実施しているところである。

説明は以上である。

明神委員長

ただいまの事務局の報告について、質問、御意見があれば、御発言願う。

西内(健)委員

全国都道府県議会議長会で都道府県議会デジタル推進本部と専門委員会が設置されて、検討中ということでもあるし、この検討結果の報告が4月中に出される予定

ということで、一定ガイドラインも示されると思う。それを受けて検討に入るとい  
うことでよいと思う。

明神委員長

ただいま、全国都道府県議会議長会の都道府県議会デジタル推進本部、専門委員  
会での検討結果を受けて協議してはどうかとの御意見があった。

先ほどの事務局の説明によれば、検討結果については4月中をめどに取りまとめ  
がされる予定ということであるので、これを受けて協議を行うとの御意見であった  
と思う。

この御意見について御協議願う。

(な し)

明神委員長

それでは、この件については、全国都道府県議会議長会の都道府県議会デジタル  
推進本部、専門委員会での検討結果を受けて協議を行うこととし、4月に予定され  
ている検討結果の取りまとめを確認する必要があるため、次期の議運への申し送り  
事項とすることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

## 5. 議会予算について

明神委員長

次に、11ページの資料10、議会予算についてである。

このことについて、事務局に説明をさせる。

(濱口総務課長、説明)

明神委員長

何か質問はないか。

(な し)

## 6. その他

### (1) 2月定例会における感染症拡大防止対策

明神委員長

次に、その他についてである。

まず、14ページの資料11、2月定例会における感染症拡大防止対策についてであ  
る。

このことについて、事務局に説明をさせる。

吉岡議事課長

14ページ、資料11を御覧願う。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた、2月定例会における対応の案であ  
る。

現在の本県は、国のまん延防止等重点措置の適用区域となっている。感染防止に  
は十分対策を取ることが必要であるが、議会の重要な役割を考えると、これまでの  
基本的な感染予防対策を引き続き徹底していくことで対応したいと考えている。

本会議では、①手指消毒の徹底②換気の徹底③マスクの着用など⑦までであるが、

引き続き同様の対応を徹底していきたいと考えている。

ただ1点、④傍聴者への協力要請等として、手指消毒やマスク着用といった基本的な感染予防対策、万が一のための緊急連絡先の記載や入場時の検温は引き続き協力を求めていくこととするが、今定例会では、密を回避するために、座席の間隔を1メートル程度確保することとして、本来の定員145名を53名までとする、昨年9月定例会まで行っていた運用に戻したいと考えている。

そして、定員を超えた際や、議員の質問が入れ替わってから入場されようとする方などへのサービスとして、傍聴席の外で質問状況を見ることができるよう、傍聴席入り口の図書室横に今回からモニターを設置し、インターネット配信を放映することとしている。これにより、議場の外でお待ちいただいている間も、議場内での会議の様子が御覧いただけることとなる。

②の委員会での対応や③の議会全体の対応については、なお従前どおりの取扱いとしたいと考えている。

以上である。

明神委員長

何か質問、御意見はないか。

(なし)

明神委員長

それでは、2月定例会における対応については、この案のとおりとすることで御異議ないか。

(異議なし)

明神委員長

それでは、さよう決する。

**(2) その他**

明神委員長

最後に、その他で何かないか。

(なし)

明神委員長

それでは、協議事項は以上である。

次回の議運は、特別の事情がなければ、質問初日の3月2日水曜日、午前9時から開催することとする。

協議事項は、一問一答の発言順序等についてである。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。